平成２３年（フ）第４２号
広島市佐伯区五日市１丁目８番29―201号
債務者　寺前　貴子（旧姓刀祢）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
広島県尾道市東久保町21番13号
債務者　古谷　政治
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
愛媛県松山市山西町102番地の14
債務者　樋口　　博
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６０９号
愛媛県松山市中野町甲160番地６
債務者　高橋　良美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９１６号
高知市神田1978番地２
債務者　山﨑　澄子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第３号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン21―1302号
債務者　山本　隆三
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５号
高知市東久万178番地
債務者　岡林　尚武
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６号
高知市東久万178番地
債務者　岡林　正子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１号
高知県高岡郡佐川町加茂1301番地
債務者　吉村　　彩
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６６号
福岡県飯塚市南尾286番地４、前住所福岡県飯塚市綱分1523番地３
債務者　木村美保子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８９号
福岡県飯塚市北古賀230番地　ドリームハイツ中野３号
債務者　松本　基義
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１号
福岡県飯塚市勢田355番地６
債務者　仲野　芳雄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命182番地１、前住所福岡県嘉麻市牛隈1897番地９
債務者　池田　隆則
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1658番地
債務者　辻本　成寿
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触1407番地４
債務者　久間久美子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触848番地１、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町東触818番地
債務者　竹田　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第７１２号
大分県別府市石垣西８丁目１番51―401号　リベラ90
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係